

端境期における調整力の提供に関する覚書 【発電設備・DR用】（ひな型）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）（当社が属地 TSO とならない場合、「と〇〇電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える。）とは、2023年〇月〇日付電源 I ㇏ 厳気象対応調整力の提供に関する契約（以下「原契約」という。）に付帯して、乙が端境期における需給ひっ迫時（乙以外の他の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含む。）に需給バランス調整等を実施するための調整力を、甲が（当社が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することについて、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（端境期における調整力の提供）

第1条 甲は、乙が端境期（原契約に定める電源 I ㇏ 厳気象対応調整力提供時間以外の期間をいう。以下、同じ。）の需給ひっ迫時の需給バランス調整等を実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために、乙（当社が属地 TSO とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」という。）」に置き換える。以降、本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に応じ、原契約に定める契約設備等（以下「契約設備等」という。）を用いて、電源 I ㇏ 厳気象対応調整力を可能な範囲で（当社が属地 TSO とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約設備等は、2023年〇月〇日実施の乙（当社が属地 TSO とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する次の各設備に該当するものとする。（約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。）

- (1) 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）
約款附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」
 - (2) 発電設備（揚水発電設備等を含む。）
約款15（供給および契約の単位）（4）に規定する「調整電源」
 - (3) 負荷設備
約款15（供給および契約の単位）（5）に規定する「調整負荷」
- 2 本覚書において、調整力の提供とは、甲が原契約第4条で定める受電地点において、端境期に乙の指令に従い、契約設備等の発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制することをいい、当該指令内容は以下の手順により決定したものとする。
- (1) 乙は、自らが調整力の提供を希望する時間帯の開始時刻に対して5

時間前までに、希望する電力および時間帯を甲へ通知するものとする。
(2) 甲は、前号の通知を受けた場合は、当該通知内容を確認のうえ、乙が提供を希望する時間帯の開始時刻に対して4時間前(※)までに、提供可能な電力および時間帯を乙へ通告するものとする。

※ 応答時間が3時間のリソースの場合の標準的な時間を記載しております。甲乙協議のうえ、異なる時間を設定することもございます。

(発電計画の提出とベースラインの設定)

第2条 発電設備を活用して調整力の提供を行なう場合の発電計画値の提出等に関しては、原契約第2条の定めによるものとする。

2 負荷設備を活用して調整力の提供を行なう場合の調整力ベースラインの設定方法は、原契約と同一とする。

(発電所(需要家)名、所在地、受電(供給)地点特定番号、発電・負荷区分、契約電力および電圧)

第3条 発電所(需要家)名、所在地、受電(供給)地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、契約電力および電圧は、原契約第3条の定めによるものとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、原契約第4条の定めによるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点および管理補修は、原契約第5条の定めによるものとする。

(設備要件)

第6条 契約設備等に関する設備要件は、原契約第6条の定めによるものとする。

(運用要件)

第7条 甲は、契約設備等について次の各号の運用要件を満たすとともに、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(1) 本覚書第1条第2項にもとづき決定された指令内容に従い調整力の提供を行なうことが可能であること。

(2) 端境期において定期点検、補修作業等により調整力の提供に応じられない日時を、乙に対して、毎月乙が定める期日までに提出すること。

(3) 契約設備等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。

(4) 契約設備等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。

(計量)

第8条 契約設備等から受電するまたは消費される電力量の計量(以下、「実績電力量」という。)は、原契約第9条の定めによるものとする。

(計量器等の取付けおよび通信設備等の施設)

第9条 計量器等の取付けおよび通信設備等の施設は、原契約第10条および第11条の定めによるものとする。

(料金)

第10条 乙(当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」と置き換える)は、調整力の提供に係る料金として、原契約第16条で定める上げ調整電力量料金を甲に支払うものとする。

2 甲は、原契約第16条で定める下げ調整電力量料金が発生した場合、乙(当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」と置き換える)に支払うものとする。

3 前2項に係る料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までとする。

(調整電力量の算定)

第11条 調整電力量の算定は、原契約第15条の定めによるものとする。

(電力量料金の算定)

第12条 電力量料金の算定は、原契約第16条の定めによるものとする。

(上げ調整電力量料金に係る単価)

第13条 前条の上げ調整電力量料金の算定に用いる単価(1キロワット時あたり銭単位で設定)は、原契約第17条の定めによるものとする。

(料金等の支払い)

第14条 電力量料金の支払いは、原契約第18条の定めによるものとする。

(本覚書の有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から本覚書にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(本覚書の解約および解除)

第16条 原契約が解約または解除された場合、本覚書も解約または解除するものとする。なお、本覚書の解約または解除に伴う賠償は、原契約

第22条の定めによるものとする。

(契約の承継)

第17条 本覚書の承継は、原契約第23条の定めによるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第18条 反社会的勢力への対応に関する事項は、原契約第24条の定めによるものとする。

(損害賠償)

第19条 損害賠償に関する事項は、原契約第25条の定めによるものとする。

(事業税相当額、収入割相当額および消費税等相当額)

第20条 事業税相当額、収入割相当額および消費税等相当額は、原契約第26条および第27条の定めによるものとする。

(単位および端数処理)

第21条 単位および端数処理は、原契約第28条の定めによるものとする。

(運用細目)

第22条 本覚書の運用上必要な細目については、必要に応じて別途甲乙(当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間」に置き換える。)間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第23条 本覚書の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本覚書は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第24条 本覚書の内容ならびに本覚書の締結および履行に際して知り得た相手方の情報に関する事項は、原契約第31条の定めによるものとする。

(協議事項)

第25条 本覚書および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙(当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。)誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書2通（当社が属地 TSO とならない場合、「2」を「3」に置き換える。）を作成し、記名押印のうえ甲、乙（当社が属地 TSO とならない場合、「丙」を加える。）それぞれ1通を保有する。

2023年〇月〇日

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
甲 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(住所) 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
乙 北海道電力ネットワーク株式会社
取締役社長 社長執行役員 藪下 裕己

～当社が属地 TSO とならない場合、以下を加える～

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
丙 〇〇電力株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

～ここまで～